

令和 7 年 8 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 錄

令和 7 年 8 月 29 日

長野県安曇野市農業委員会

## 令和7年8月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和7年8月29日

○会議の日時 令和7年8月29日 午後 1時30分

○招集の場所 安曇野市役所 3階会議室307

○出席委員（23名）

1番	渡辺由枝君	2番	中島博幸君
3番	山田稔君	4番	望月孝夫君
5番	堀内伸一君	6番	高山万寿君
7番	加島美智代君	8番	藤岡喜美夫君
9番	齋藤岳雄君	10番	二木寿夫君
11番	平林明美君	12番	三枝守和君
13番	細萱美嗣君	14番	降旗治喜君
15番	中村正君	17番	一志寛君
18番	中野隆洋君	19番	平林平君
20番	丸山新悟君	21番	望月慎二君
22番	請地康仁君	23番	丸山隆也君
24番	佐原悦司君		

○欠席委員（1名）

16番 小林正君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條敦君	事務局長	森和哉君
事務局員	飯田佳乃君		

午後 1時30分 開会

○事務局長（北條敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。本日の定例総会でございますが、現在の出席者が23名でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会に関する法律第27条第3項に基づきまして、本会は成立をいたします。なお、16番、小林委員から欠席の届けが出てございます。

また、この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づき、発言には十分ご配慮をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ

をいたします。

また、議案に関して質問等ございましたら挙手をお願いいたします。私のほうから指名いたしますので、番号と名前を申し上げていただきたいと思います。

---

○議長（佐原悦司君） それでは、議事録署名人につきまして、会議規則第19条に基づき議長より指名いたしますので、よろしくお願ひします。

4番、望月委員、5番、堀内委員の2人によろしくお願ひをいたします。

なお、農業委員会に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところにいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

---

○議長（佐原悦司君） それでは、事務局にお伺いいたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、穂高、三郷地域は8月26日、豊科、堀金、明科地域は8月27日に地域委員会を開催しております。本日の審議は総会の意見を求めるものでございます。

---

### 議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条申請審議につきまして上程をお願いします。

54番の案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は豊科地域の7筆で、登記地目は田、面積が計1万1,401m<sup>2</sup>です。受人の経営面積は0m<sup>2</sup>、渡人の経営面積が1万7,770m<sup>2</sup>です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、継ぎまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号54の申請事由を申し上げます。

渡人は、申請地を遺言により受人に遺贈する。受人は、亡き渡人の遺言により申請地を取

得する。

以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、55番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が2,335m<sup>2</sup>です。受人の経営面積は13万2,298m<sup>2</sup>、渡人の経営面積が2,335m<sup>2</sup>です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号55について、申請事由を申し上げます。

渡人は、県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、申請地を現在賃借して耕作をしており、渡人から譲渡の意向を受け、譲り受けることとした。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、56番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、登記地目は畠、面積が317m<sup>2</sup>です。受人の経営面積は5,725m<sup>2</sup>、渡人の経営面積が1,561m<sup>2</sup>です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。

申請番号56について、申請事由を説明いたします。

渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、今まで申請地を管理していたので取得したい。

以上です。審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、57番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が計5,998m<sup>2</sup>です。

受人の経営面積は5,822m<sup>2</sup>、渡人の経営面積が6,275m<sup>2</sup>です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号57番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、規模拡大による農地集積をしたい。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、58番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田及び畠、面積が計907m<sup>2</sup>です。受人の経営面積は0m<sup>2</sup>、渡人の経営面積が907m<sup>2</sup>です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていないと考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 委員番号15番、中村です。

申請番号58番の説明いたします。

申請事由です。渡人は、申請地が遠方にあり、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、遠方に住む渡人が耕作が困難になったため、申請地を譲受したいということです。審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、59番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は畠、面積が計80.53m<sup>2</sup>です。当該地を下水道管路敷として使用することについて、地役権を設定するものです。地役権の設定については、農地法第3条第2項ただし書により、農地法第3条の不許可の例外に該当します。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、申請事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号59番について説明いたします。

地役権設定者は、今後のために権利の確認と整理を行いたいため。地役権者は、事業が将来にわたり安定した経営が行えるよう権利を整理しておくため、地役権の設定を行いたいということです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

1点、私のほうからよろしいでしょうか。

地役権という言葉、新しく出てまいりました。ちょっと事務局より説明をお願いします。  
お願いします。

○事務局（森 和哉君） では、事務局から地役権について、簡単にではありますけれども、説明をさせていただきます。

地役権とは、民法で認められた土地に関する権利の1つになります。その設定する契約で定めた目的に従いまして、自分の土地の便益のために他人の土地を利用することができる権利となります。代表的なものが、ここにある下水道管ですとか、あとは電線ですね。高压電線の電線の下の部分とか、そういうふうなところで地役権の設定というのは結ばれております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ということで、大体分かりましたかね。別冊の7ページの黄色い枠のところに赤線の縦の線がありますが、それが地下に入っている下水道管ということになっております。これは表に出ているわけではありませんので、地下に潜っているということでご理解を願いたいと思います。

ご意見、ご質問。

はい。

○23番（丸山隆也君） もともとここに入っていたということですか。

○議長（佐原悦司君） どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 過去から入っていたものを、今回時代の流れに沿いまして整理する  
ということでございます。入っている下水管は、温泉の下水になります。

○議長（佐原悦司君） 開発公社のということで。

ほかにご意見、ご質問等ござりますか。よろしいですかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、60番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の6筆で、登記地目は田及び畠、面積が計5,202m<sup>2</sup>です。受人の経営面積は9,888m<sup>2</sup>、渡人の経営面積が5,202m<sup>2</sup>です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月です。

申請番号60番について説明します。

申請事由として、渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、経営拡大を考えていたところ申請地の話をいただいたため、購入することとしたということです。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、61番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

申請地は明科地域の6筆で、登記地目は田及び畠、面積が計2,388m<sup>2</sup>です。受人の経営面積は0m<sup>2</sup>、渡人の経営面積が4,649m<sup>2</sup>です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の9ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

申請番号61号について説明をいたします。

渡人は、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。また、受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け営農したいというものであります。

なお、補足説明であります。9ページの航空写真をご覧のとおり、不整形だったり狭あいだったりという土地であります。受人は受けた後ブルーベリーの栽培を行いたいという希望をしているものであります。よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

補足説明等々もございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

これ、営農は初めてということか。

どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

この方は、以前三重県にお住まいということで、そのときにもブルーベリーの営農経験があるということで、営農計画書等も提出済みであるということの説明もありましたし、そのための機械も所持しているということで伺っております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

以上、説明がございました。

ほかにご意見、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

## 議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

28番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畠、面積が193m<sup>2</sup>です。申請内容は住宅敷地（住宅）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○15番（中村 正君） 委員番号15、中村です。

転用事由です。申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入れます。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、29番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、農振農用地です。登記地目は畠、面積が896.7m<sup>2</sup>です。申請内容は農業用施設（倉庫・管理棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。

申請番号29番について説明いたします。

転用事由ですけれども、申請人は、農地の一部を農用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいということです。ご審議お願いいいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、30番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畠、面積が計405m<sup>2</sup>です。申請内容は事業敷地（事業用倉庫・資材置場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○17番（一志 寛君） 委員番号17番、一志です。

申請番号30番につきまして、転用事由を説明いたします。

申請人は、申請地を農業用及び事業用の敷地として利用したいということあります。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議につきまして上程いたします。

3番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、農振農用地です。登記地目は田、面積が870.58m<sup>2</sup>。申請内容は農業用施設（農機具置場）として許可になっていましたが、建築面積を拡張するために敷地面積を変更するものです。当初許可年月日、指令番号は備考欄のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。

申請番号3について、転用事由を説明いたします。

借人は、当初計画だけの土地利用面積では手狭であったため、貸人と合意が取れたことから、申請面積及び建築面積を増やしたいということです。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、4番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計324m<sup>2</sup>。申請内容は、住宅で許可になっていたものを当初計画者から継承者に変更するものです。当初許可年月日、指令番号は備考欄のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号4番の説明をいたします。

転用事由です。渡人は、申請地に住宅を建築予定だったが、様々な事情により建築を断念

したことから、申請者を受人に変更したいというものです。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

89番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が1,082m<sup>2</sup>です。申請内容は診療所で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号89番について説明します。

転用事由でございますが、受人は、申請地付近は利便性がよく、需要もあると判断し、申請地に診療所を開業したいということでございます。審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひします。

診療所と開業医とどういうふうに違うだい。よく分からぬけれども、診療所って開業医ということか。

○議長（佐原悦司君） 丸山さん、ちょっと説明を。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

じゃ、今の件について。

診療所と言いますけれども、開業医という形だと思います。診療科目は小児科だというこ

とです。ここの地図を見ていただくと、北側のところに [REDACTED] 病院があります。その関係かなというふうにしか分かりませんけれども、小児科ができるということですので、ご理解いただきたい。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

どうぞ。事務局より説明あります。

○事務局（森 和哉君） 先ほどありました開業医と診療所の違いですけれども、診療所は病院の種類、小児科だとか内科だとかです。開業医というのは、そこで病院を開業して経営する医師のことを言う。

○議長（佐藤悦司君） 受人が開業医ということね。

○事務局（森 和哉君） そうです。お医者さん。

○議長（佐原悦司君） 丸山さん、受人はどこで開業していたのか。

○23番（丸山隆也君） そこまでは聞いていません。

○議長（佐原悦司君） 渡辺さん、ちょっとお願ひします。

○1番（渡辺由枝君） [REDACTED] 病院の先生とおっしゃっていたような気がします。

○議長（佐原悦司君） ということだそうです。

ほかにご意見、ご質問ございますかね。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、90番案件につきまして、事務局の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が615m<sup>2</sup>です。申請内容は店舗（薬局）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○23番（丸山隆也君） 申請番号90番について説明いたします。委員番号23番です。

受人は、申請地付近に店舗が不足しており、需要も高いことから、店舗を申請地に建築したい、こういう内容でございます。審議よろしくお願いいいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいいたします。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、91番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計2,774m<sup>2</sup>です。申請内容は宅地分譲（11区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号91番について説明いたします。

受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売をしたいと、こういう内容でございます。ご審議よろしくお願いいいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

豊科地域委員会のほうで、11区画の大型開発でございますが、ご意見出ませんでしたでしょうか。

どうぞ。

○14番（降旗治喜君） 豊科地域長の降旗です。

現地確認と、航空写真を見ていただくと分かるように、宅地に囲まれていて農業にはちょっと難しいのではないかと判断しまして、やむを得ないということで判断いたしました。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明でございます。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、92番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第1種農地です。登記地目は畠、面積が122m<sup>2</sup>です。申請内容は建売住宅（1棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号92番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいとのことです。ご審議よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入れます。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、93番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、農振農用地です。登記地目は田、面積が87.05m<sup>2</sup>です。申請内容は農業用施設（農機具置場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いをします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。

申請番号93番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は、経営規模拡大に伴い農機具等の置場が不足しており、申請地に新規購入した大型農機具を格納する農機具置場を増設したいということです。審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、94番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が500m<sup>2</sup>です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号94番の説明をいたします。

転用事由です。借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいというものです。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、95番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計324m<sup>2</sup>です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

この案件につきましては、先ほど第5条の計画変更で出てきた案件と同一のものになります。

申請番号95番の説明です。転用事由です。受人は、現在市外に居住しているが、住環境のよい申請地に住宅を建築したいというものです。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、96番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が1,317m<sup>2</sup>です。申請内容は共同住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号96番の説明をいたします。

申請事由です。受人は、駅に近く、周辺に類似の賃貸住宅があり住環境がよいため、申請時に共同住宅を建設したいというものです。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、97番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計1,085m<sup>2</sup>です。申請内容は建売住宅（3棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。

申請番号97番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

以上です。

少し補足説明させていただきます。■■に開発事業の説明会がありまして、■■というところなんですけれども、住民の皆さんから、西側の大型農道から出入口を設けるとのことで、歩道は南小学校の児童の通学路にもなっているし、周辺に工場がありまして外国人労働者もいるので、通勤にも利用されているんですけども、大変交通の便が激しいので、この道路を農地の東側のほうに通路を設けて配慮をしてもらいたいということで住民から反対がありました、何度か住民の方とも説明を重ねてきたんですけども、特に農地としても問題ないということですし、都市開発のほうでも問題がないということで、一応住民の意向には沿えなかった案件であります。よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

穂高地域の三枝地域長、何か補足説明がございましたらお願いします。

○12番（三枝守和君） 12番、三枝です。

今、平林さんのはうから説明していただいたんですけども、私も現場を見て、農免道路の高さが1m以上あつたりして、ちょうど窪地なんですけれども、東側には太陽光の発電の機械があつたりということで、なかなかそこに建ててしまえば太陽光のほうでも問題になるんじゃないかなとは思いますし、出入口の農免道路は結構交通量が多いので、ちょっと難しいかなとは思ったんですけども、ここまで申請が出てきてしまうとなかなか拒否できないと

ころもありますので、一応附帯事項をつけてもらって、一応それでやむなく了解しましたという形にしたらどうかと思います。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいま担当地区委員、また穂高の地域長のほうから補足説明等がございました。

審議に入りますが、皆さんのはうからご意見、ご質問等ございましたらお願ひをいたします。

地区で何回か協議をして、賛成、反対ももろもろあつたらしいという話でございますが、要するに出入りはどうでもよくて、我々は農業委員でございますので、農地に家が建たるかどうかという問題でございますので、附帯として、意見としてはそういう話ではございますけれども、農業委員としての立場もございますので、いろいろご検討願えればと思います。

何かご意見、ご質問等ございますか。

どうぞ。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

ちょっと確認なんですが、今地域の住民の皆さんは反対をしているという形の中で、農業委員として、ここでもって皆さんのが手を挙げると許可申請なるわけですけれども、住民との関係というのは我々はどういうふうに説明をしていくなり、していったらいいかというところが1つ疑問として残るので、農業委員、いいって言ったよねなんて言われると、これから農業委員の立場というのが難しくなってくると思うので、そこら辺をどういうふうに理解をして説明をしていったらいいか、ちょっと考えさせていただきたいです。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

堀内さん、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

他法に触れないものというのが許可の要件という条件としてあると思うんですけども、使い勝手、あるいは交通安全を含めてということが法的に触れないのであれば、農地の転用についていいか、いけないかという判断をするしかないというふうに考えます。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願ひします。

これで賛否を取って、どうなるか分かりませんけれども、賛成、反対、それぞれのご意見もありますので、申請人としては反対してもらえば困るし、住民としては建ってもらえば困るしというところですので、ご意見もいろいろ賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。今、堀内さんのご意見もありました。

どうぞ。

○13番（細萱美嗣君） 13番、細萱です。

住民の意向も大事ですし、行政の、農業委員としての責務も両方とも大切なんですが、住民の意見も尊重しつつ保留という手もあるかと思いまして、それで、もう一度住民の皆さんと業者の方と十分話し合ってもらって、次回とか次の次あたりに正式に許可するかどうかということをその状況を見ながら判断するという方法は取れるんでしょうか。

○議長（佐原悦司君） ちょっと事務局にお伺いします。ここで審議継続ということで保留にして、もうちょっと地域住民と話し合ってくださるということはできますかね。  
どうぞ、事務局。

○事務局（森 和哉君） 農地法上そういったことはできません。もう既にこの案件は、市の土地利用条例によりまして説明会を得て承認されている。あくまで先ほど堀内委員さんがおっしゃられたように、他法令でも認められているようであれば、ここを転用するかどうかを農地法の中で考えていただくしかほかありません。ご理解をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 細萱委員、そういうことですので。  
請地委員、どうぞ。

○22番（請地康仁君） 22番、請地ですけれども、今議論の中で、我々の立場というのは農地法をあくまでも遵守して、それに伴ってそういう適正かどうかという判断を下すことが仕事であって、ちょっと住民の意見とかそういうものは、附帯決議みたいな形ではいいとは思うんですけども、これは認めざるを得ないような気がするんですけども、どうでしょうかね。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。  
ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいですかね。  
堀内さん、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

附帯決議というのは具体的にという、例えば拘束力とかそういうのが出るのでしょうか。

○議長（佐原悦司君） 事務局、どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 拘束力もなくて、附帯もつけられないのかなとちょっと思っております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） こういう意見があったという程度の話で。  
どうぞ、事務局。

○事務局（森 和哉君） 意見書というものは、我々、今日の総会でこういった意見が出ましたというものを長野県のほうへ進達するんですけども、そこにもちょっと記載というよりは、もう直接担当者には口頭でこういった意見が地域から出ているみたいですよと言うようなこと程度ですので、何か文章とか書面に残したやり取りというのはできない。

○議長（佐原悦司君） ということで、事務局の説明では口頭のみということでございます。

ご理解を願いたいと思います。

ほかにご意見、ご質問等ござりますか。

平林さん、地元に帰って説明できそうかね。大丈夫ですか。

○11番（平林明美君） 何でも頑張りますと言えないですけれども。

○議長（佐原悦司君） それでは、ご意見も調ったようでございますので、採決に入りたいと思います。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。ありがとうございました。

続きまして、98番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が272m<sup>2</sup>です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。

申請番号98番についてご説明いたします。

転用事由は、借人は、現在市外に居住しているが、手狭になったため、申請地に住宅を建築したい。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、99番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の3筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計1.11m<sup>2</sup>です。申請内容は営農型太陽光発電施設（許可日から3年間）で、立地基準等、

許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、申請番号99番について説明いたします。

申請人は、現在使用している営農型太陽光発電施設が一時転用期間満了となるため、転用申請を行い、引き続き使用したいということです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

私の担当として、太陽光発電の下でタマネギを作っておりますので、そこそこ成果が上がっているかなというところではありますが、連作障害も出ておりますので、また新しい何か作物を考えているというような話もございます。

以上です。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ、丸山委員。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山ですが。

営農型太陽光施設の許可日から3年間ということで、3年たったらまた申請をして許可申請をしなきゃいけない。3年というので、下で何か作物を作ると、今もあれだけれども、どうなのかなという気がしたりします。連作障害も出ているという話になれば違う作物というようになりますけれども、3年というのがもう法律で決まっているわけだね。分かりました。

○議長（佐原悦司君） ちょっと事務局、説明お願いします。

どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 丸山会長代理から質問がありましたとおり、一時転用はもともと3年と決まっております。ただ、営農型太陽光発電設備の営農者について、認定農業者であれば、これは特例的に10年という一時転用期間になっております。

以上になります。

○議長（佐原悦司君） ■さん、認定取らないということか。

どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 法人で特に認定農業者を取るというようなことはまだ検討されていないということです。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

今、事務局の説明でございます。

ほかに何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、100番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の3筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畠、面積が計879m<sup>2</sup>です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号100番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、市外に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいとのことです。審議よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、101番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 議案書13ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が420m<sup>2</sup>です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らし特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の44ページ、45ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、担当地区委員より説明をお願いします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号101番について説明いたします。

転用事由。借人は、現在実家に居住しているが、手狭になったため、申請地に住宅を建築したいとのことです。審議よろしくお願ひします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、102番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、農振農用地です。登記地目は田、面積が315m<sup>2</sup>です。申請内容は農業用施設（資材置場、作業ハウス）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の46ページ、47ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号102番について説明いたします。

借人は、農地の一部を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいとのことです。審議よろしくお願ひします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、103番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の3筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計7,963m<sup>2</sup>です。申請内容は砂利採取（許可日から1年間）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の48ページ、49ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

借人は、河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け砂利採取を行いたいとのことです。審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

三郷の地域長、8,000m<sup>2</sup>近い開発でございますが、何か三郷地域にご意見出ませんでしたでしょうか。

○2番（中島博幸君） 別に問題ないと思います。何もありませんでした。

○議長（佐原悦司君） ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、104番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は畠、面積が163m<sup>2</sup>です。申請内容は住宅敷地（庭・駐車場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の50ページ、51ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月です。

申請番号104番について説明いたします。

転用事由。受人は、自宅に隣接する申請地を庭、駐車場として確保するとともに、家庭菜園として管理したいということです。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、105番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は田及び畠、面積が計712m<sup>2</sup>です。申請内容は建売住宅（3棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の52ページ、53ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月です。

申請番号105番について説明いたします。

転用事由。受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため、取得し建売住宅として販売したいということです。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

### 議案第5号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第5号 租税特別措置法適格者証明申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 15ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第70条の6第1項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認、証明書を交付することとなっております。

申請番号12番は、相続税納税猶予に係るもので、豊科地域の2筆で、登記地目は畠、面積は計528m<sup>2</sup>です。

当該農地については、引き続き適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の54ページでご確認ください。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

豊科地域委員会で何か補足説明がございましたら。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 全体を通しまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により、証明書の交付を承認といたします。

---

### 議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第6号 農用地利用集積促進計画審議（所有権移転）につきまして上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 16ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号19番です。対象農地は三郷地域で、登記地目は田、面積は532m<sup>2</sup>です。公社買入の移転時期は令和7年11月20日、公社売渡の移転時期は令和8年3月16日、利用目的は水稻

です。

位置等につきましては、別冊資料の55ページでご確認ください。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

三郷地域委員会で何か補足説明ございましたら。

（「いや、ございません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） よろしいですか。

全体に皆さんのはうで審議に入りますが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり要請することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請をいたします。

---

#### 議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式（地域計画区域内）

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第7号 農用地利用集積等促進計画 一括方式（地域計画区域内）を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 17ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画 一括方式（地域計画区域内）の権利設定について、安曇野市長から意見を求められておりますので、ご説明いたします。

設定件数は総計37件、7万5,042m<sup>2</sup>、期間は5年2か月及び10年2か月です。設定筆数は総計37筆、田が28筆、畑が9筆です。耕作者は15人、所有者は21人となっております。

18ページ、19ページは計画書です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

お手元の18ページ、19ページでございます。自分のところの担当地区をよく見ていただきまして、ご確認をお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきましては、原案どおり異議なしの回答をすることを賛成の委員の挙手をお願

いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により、原案どおり農用地利用集積等促進審議 一括方式（地域計画区域内）に異議なしとの意見書を提出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### 議案第8号 安曇野市国民健康保険運営協議会委員の推薦

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第8号 安曇野市国民健康保険運営協議会委員の推薦について上程いたします。

○事務局（森 和哉君） 国民年金課から、安曇野市国民健康保険運営協議会委員が本年9月30日をもって任期満了となることから、安曇野市農業委員会に対して新たな委員の推薦依頼がありました。委員の任期は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間です。現在、穂高地域の三枝委員が同協議会委員を務めていただいておりますが、農業委員会の申し送り事項によりまして、次回は三郷地域の順番となります。8月26日、三郷地域委員会において協議いただきまして、中島委員を選出いただきましたので、同協議会委員に推薦したいと考えます。

○議長（佐原悦司君） ただいま事務局より説明がございました。

安曇野市国民健康保険運営委員を中島委員にお願いできればということで提案がございました。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） 中島さん、お願いします。

○2番（中島博幸君） 分かりました。

○議長（佐原悦司君） それでは、異議がないようでございますので、協議会委員には中島さんを推薦とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

---

○議長（佐原悦司君） 以上で、出されました申請につきまして審議が終了いたしました。